

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島市南区出島一丁目20番3号

氏名 株式会社センタークリーナー
代表取締役 大瀨 尚
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松井 一 實



許可の年月日 平成30年 7月 9日

許可の有効期限 平成35年 7月 8日

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
	裏面のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所
別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H10. 7. 22	更新許可	H20. 8. 4	更新許可
H15. 7. 4	更新許可	H25. 7. 22	更新許可
H17. 3. 25	変更許可	H30. 7. 17	更新許可

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

6. 備考

複写

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
収集運搬 (積替・保管を含む) この欄以下余白	感染性産業廃棄物。この欄以下余白
収集運搬 (積替・保管を含まない) 以下余白	<p> 廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。) </p> <p> 廃酸 (水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。) </p> <p> 廃アルカリ (水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。) </p> <p> 銻さい (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。) </p> <p> 廃石綿等 </p> <p> 燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。) </p> <p> 汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。) </p> <p> 廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。) </p> <p> 廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。) </p> <p> 廃アルカリ (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。) </p> <p> ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。) </p> <p> 以下余白 </p>

複写

複写